

1. 議事日程

[平成23年第2回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成23年 4月 7日
午後 3 時 開 会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】
日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】
日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について
【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】
日程第7 議案第52号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸
8番	山 根 温 子	9番	宍 戸 邦 夫
10番	山 本 優	11番	前 川 正 昭
12番	秋 田 雅 朝	13番	赤 川 三 郎
14番	青 原 敏 治	15番	金 行 哲 昭
16番	入 本 和 男	17番	今 村 義 照
18番	亀 岡 等	19番	塚 本 近
20番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 和 田 一 雄

4. 会議録署名議員

1番 前 重 昌 敬 2番 石 飛 慶 久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝明
建設部長兼公営企業部長	河野正治	教育次長	沖野和明
消防長	光下正則	会計管理者	森川薫
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	小笠原義和
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	益田茂樹
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午後 3時00分 開会

- 藤井議長 それでは、定刻になりました。
ただいまの出席議員は19名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
立田事務局長。
- 立田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。
第3点、監査委員より、平成23年2月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1番 前重昌敬君、及び2番 石飛慶久君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 平成23年第2回臨時会の運営につきまして、本日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。
次に、本臨時会に付議されます案件は、承認第1号、専決処分した事件の承認について【平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】ほか3件の承認案件、及び議案第52号、平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）の計5件でございます。
なお、本5件につきましては、すべて委員会付託を省略とすることにいたしました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】

○藤井議長 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について【平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本日、平成23年第2回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多忙の中、参集を賜り、まことにありがとうございます。このたびの臨時会へは、承認4件、議案1件を提出させていただいております。

まず最初に、承認第1号、専決処分をいたしました【平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ410万円を追加し、予算の総額を246億8,185万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金410万円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費410万円を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 承認第1号、平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）について、要点の御説明をいたします。

このたびの専決処分による補正につきましては、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に対する支援の初動的取り組みとして義援金を補正するもので、全国市長会からの協力依頼、また本市にも施設がございましたB&G財団から依頼されたものでございます。それでは、予算書の10ページをお開き願います。

歳入でございますが、18款の繰入金410万円はこのたびの補正の財源としての財政調整基金繰入金でございます。

続きまして歳出でございますが、12ページをお開きください。2款の総務費、1項の総務管理費、10目の諸費410万円の増額は、義援金として全国市長会分400万円とB&G財団分10万円を計上するものでございます。以上で、要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第1号、専決処分した事件の承認について【平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)】の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。



日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】

- 藤井議長 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 承認第2号、専決処分しました【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】についての提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、国民健康保険法施行令の一部が3月30日に改正をされ、4月1日に施行されることに伴い、条例の改正の必要を生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、安芸高田市国民健康保険条例の一部を専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。詳しくは、担当部長より説明をさせます。  
よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。
- 武岡福祉保健部長 承認第2号、安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、要点の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が3月30日公布されたことに伴い、今回改正を行うものでございます。議案に添付をいたしております新旧対照表をごらんください。

改正は、第5条におきまして出産育児一時金の支給額を改正前の35万円から4万円引き上げ、改正後は39万円とするものでございます。この改正の適用は、これまでは附則におきまして平成21年10月1日から平成23年3月31日までの時限措置といたしておりましたが、今回の法改正により適用期間を定めた時限措置を廃止し、恒久的な改正となったものでございます。従いまして、次のページの改正前の附則後を削除いたしますのでございます。以上で、要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第2号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

- 藤井議長 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 承認第3号、専決処分しました【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】についての御説明をいたします。
本件は、地方税法の施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布、4

月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正内容といたしましては、基礎課税額、後期高齢者支援金、及び介護納付金等課税限度額の引き上げがなされたものであります。

以上、よろしく御審議の上、承認をいただきますようお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 承認第3号で専決処分いたしました【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】について、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日に施行されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

第2条第2項、第3項及び第4項は、国民健康保険税課税限度額の引き上げでございます。改正内容につきましては、新旧対照表と別紙の説明資料に抜粋して記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

条例中、第2項の基礎課税、医療給付分が50万円から51万円となり1万円の増額。また第3項の後期高齢者支援金分が13万円から14万円となり1万円の増額。第4項の介護給付金分が10万円から12万円分となり2万円の増額となります。この改正は、平成23年4月1日から施行されております。

第18条は地方税法施行令改正による引用条文の変更でございます。

第23条は、先ほど御説明いたしました国民健康保険税課税限度額変更に伴う文言の修正でございます。以上で、要点の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第4号、専決処分いたしました【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】についての御説明をいたします。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、過疎地域の課税に関する取り扱いについて規定した省令が3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正内容といたしましては、適用期限が平成28年3月31日まで5年間延長されたものであります。以上、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 承認第4号、専決処分いたしました【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】について御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する省令が4月1日に施行されることに伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものでございます。

条例の第1条、第2条は、文言の修正によるものです。

附則第3項は条例の執行日の変更で、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除制度を平成23年3月31日から平成28年3月31日まで5年間延長するものです。この課税免除制度は、企業誘致等を促すため、一定の要件のもとに生産施設を新設または増設したとき、その施設に一定の金額以上を投資した場合、固定資産税の課税免除を受ける



ことができる制度でございます。平成21年度では3社、平成22年度では6社、該当がございました。以上で、要点の御説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号、専決処分した事件の承認について【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第52号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

○藤井議長

日程第7、議案第52号、平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第52号、平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)についての提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,400万円を追加し、予算の総額を225億1,790万円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金1億2,400万円を追加するものであります。

歳出につきましては、民生費1億2,400万円を追加するものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いをいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

議案第52号、平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)について要点の御説明をいたします。

このたびの補正につきましては、3月11日に発生しました東北地方太

平洋沖地震での被災により、学校に通学することが困難となった児童について教育環境の確保と復興に寄与するため、広島県が実施する受け入れ事業にあわせて、本市として学校単位での集団的な受け入れを行うための経費を計上するものでございます。それでは、予算書の8ページをお開き願います。

歳入でございますが、18款の繰入金1億2,400万円はこのたびの補正の財源としての財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございますが、10ページをお開きください。3款の民生費、4項の災害救助費、1目の災害救助費1億2,400万円の増額は、宿泊施設として受け入れを予定しております安芸高田市少年自然の家輝ら里の施設運営委託料4,466万円、食堂運営委託料4,824万円、児童の学校への通学バス委託料960万円、受け入れ施設改修のための工事費300万円、児童の医療費等日常生活資金としての扶助費1,850万円をそれぞれ追加するものでございます。以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
討論がありますので、まず反対の討論の発言を許します。
(討論なし)
反対討論なしと認め、次に本案に対する賛成討論の発言を許します。
16番 入本和男君。
- 入本委員 東日本大震災に伴う災害支援について、本市も財政難ではありますが、本市のできる最大の執行部の支援の英断に対し賛成をいたします。
- 藤井議長 ほかに討論はありますか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第52号、平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~
- 藤井議長 以上をもって、本臨時会の日程はすべて終了しました。  
これにて平成23年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。



午後 3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員